

消基発第 367 号

平成 27 年 5 月 22 日

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 有岡 宏

[ 公印省略 ]

福祉事業の実施に関する規程の一部改正について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年基金規程第 4 号）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正内容

(1) 奨学援護金の支給月額の上上げ（第 10 条第 2 項）

奨学援護金の支給対象となる在学者の区分のうち、「小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者」に係る支給月額を 12,000 円から 13,000 円に引き上げたこと。

(2) 第 11 条（就労保育援護金の支給）第 1 項第 1 号において、認定こども園が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づく施設になることに伴い、認定こども園に子を預けた場合も、就労保育援護金の支給対象となることを明示したこと。

(3) その他必要な字句の整理を行ったこと。

2 施行期日

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用すること。

消防基金規程第 3 号

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 5 月 22 日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 藤原 忠彦

福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年消防基金規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 1 号中「12,000 円」を「13,000 円」に改める。

第 11 条第 1 項第 1 号中「幼稚園」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

別記基金様式第 13 号注意事項中「保育所の名称」を「保育所等の名称」に改める。

別記基金様式第 21 号注意事項中「保育所」を「保育所等の名称」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、改正後の福祉事業の実施に関する規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

○ 福祉事業の実施に関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>（奨学援護金の支給）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>13,000 円</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>（奨学援護金の支給）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>12,000 円</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>3～7 （略）</p>
<p>（就労保育援護金の支給）</p> <p>第 11 条 就労保育援護金は、年金たる損害補償の受給権者のうち、次の各号の一に該当するものに対して支給する。</p> <p>一 障害補償年金の受給権者で未就学の子（直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。以下この項において同じ。）と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子</p>	<p>（就労保育援護金の支給）</p> <p>第 11 条 就労保育援護金は、年金たる損害補償の受給権者のうち、次の各号の一に該当するものに対して支給する。</p> <p>一 障害補償年金の受給権者で未就学の子（直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。以下この項において同じ。）と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子</p>

新	旧
<p>を児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園等</u>（以下「保育所等」という。）に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの 二～四 （略） 2・3 （略） 別記基金様式第 13 号 （略） [注意事項] 1～3 （略） 4 「<u>保育所等の名称</u>」及び「保育所等の所在地」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。 5 （略） 別記基金様式第 21 号 （略） [注意事項] 1・2 （略） 3 「<u>保育所等の名称</u>」及び「保育所等の所在地」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。 4 （略）</p>	<p>を児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園等（以下「保育所等」という。）に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの  二～四 （略） 2・3 （略） 別記基金様式第 13 号 （略） [注意事項] 1～3 （略） 4 「<u>保育所の名称</u>」及び「保育所等の所在地」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。 5 （略） 別記基金様式第 21 号 （略） [注意事項] 1・2 （略） 3 「<u>保育所</u>」及び「保育所等の所在地」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。 4 （略）</p>